

特定非営利活動法人食空間コーディネーター協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人食空間コーディネーター協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心豊かに暮らす食空間と生活文化の向上を推進するため、

- ①食卓文化の伝統の維持、普及のための活動、
- ②新たな食卓文化及び生活文化の創造、推進、普及のための活動、
- ③生活関連産業等との連携による、食空間及び生活文化関連の諸活動を通じた、地域及び産業活性化への支援活動、
- ④家庭における食卓と食文化を整えること（いわゆる卓育）の普及啓蒙等を通じて、「食育基本法」の趣旨に寄与するための活動、
- ⑤食空間コーディネーター資格付与制度の推進、関連のセミナーやフォローアップ教育等による、食空間及び生活文化の分野に関する職業能力の開発及び専門家育成等の活動を通じて、日本の食空間、生活文化及び食文化全般の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化の振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発を支援する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①イベント・展示会・コンテストなどの開催及び協賛事業
 - ②講演会・シンポジウム・セミナー・講習会などの開催事業

- ③食空間・生活関連企業（団体）との各種の連携支援事業
- ④地域及び産業活性化のための支援事業
- ⑤食空間コーディネーター資格認定事業
- ⑥⑤の資格制度に伴う講習会、各種セミナー等の実施及び支援に関する事業
- ⑦当団体が優良と認めた各種学校・短期大学・大学等の認定校の育成事業
- ⑧資格制度に伴う教材開発と普及事業
- ⑨食育の一環としての「食卓を整え、食文化を考える普及啓蒙活動」（卓育活動）の推進支援事業
- ⑩個人会員の専門能力と企業会員等のニーズを結ぶ紹介事業
- ⑪機関紙、ホームページ等による食空間・生活文化・食文化関連情報の提供並びにブログ等による情報収集及び交換
- ⑫食空間・生活文化・食文化等に関する各種調査及び研究とその発表

第3章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 30 人以内とする。

(2) 監事 2 人とする。

2 理事のうち、1 人を理事長、5 人を上限とする副理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 総会に提案される理事候補者の選任については、総会において別に定めた理事候補者選挙規程に従う。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 専務理事は事務局長をこれに充てる。

5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌握し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐するとともに、理事会及び常任理事会の議決に基づく事業の計画・遂行に当たる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事長が任免する。
- 3 その他の職員は、事務局長が任免する。

第 20 条—2 この法人に顧問を置く

- 2 顧問は理事会において承認される。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 理事候補者の選挙規程
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 66 条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 90 日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第24条第2項第3号の請求により臨時総会が招集された場合には、出席正会員により互選を行い、出席正会員の3分の2以上の賛成により選任された者がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のための総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第67条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 原則として 3 ヶ月に 1 回開催する。
- (2) 理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 3 号及び第 4 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によって予め通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 常任理事会

(構 成)

第 39 条 常任理事会は、副理事長、専務理事、専門部会長担当理事及び関東甲信越支部長理事によって構成する。

(機 能)

第 40 条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 総会、理事会で議決された事項の、運営、遂行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開 催)

第 41 条 常任理事会は、原則として毎月開催する。

(議 長)

第 42 条 常任理事会は、理事長が予め指名した理事が議長を務める。当該理事が欠席の場合は、理事長が予め定めた順序に従う。

(招 集)

第 43 条 常任理事会は、常任理事会議長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議 決)

第 44 条 常任理事会における議決事項は、第 43 条第 2 項の規定によって予め通知された事項とする。

- 2 常任理事会の議事は、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 45 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 44 条第 2 項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 46 条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録は、速やかに理事長に報告されるものとする。

第8章 支部

第47条 この法人は、第5条に規定する事業を広域にわたり展開するため、各地の会員により組織された支部組織を持つことができる。

第48条 この法人は、所定の要件を満たし、理事会の議決を経て認められたものを支部という。

2 支部設立に必要な要件は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

第49条 支部の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

第50条 支部には、第49条の定めに従い選任された支部長を置く。

第51条 支部長は、第49条の定めによる支部運営の職務に加え、第14条第2項の理事候補者選挙規程に従い理事候補とする。

第9章 各種専門部会

第52条 この法人は、第5条に規定する事業の円滑な遂行を図るため、各種専門部会を設ける。

第53条 専門部会の種類及び運営に関する事項は、事業年度最初の理事会において議決する。

第54条 専門部会の部会長は、事業年度最初の理事会において、この法人の理事の中から、理事の互選により選任する。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第55条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第56条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

2 特定非営利活動に係る事業に関する資産は、さらに、一般事業と資格制度事業に分

けて管理されるものとする。

(資産の管理)

第 57 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 58 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 59 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

2 特定非営利活動に係る事業に関する会計は、さらに、一般事業と資格制度事業に分けて管理されるものとする。

(事業計画及び予算)

第 60 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 61 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 62 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 63 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 64 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 65 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 66 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 11 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 67 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第 68 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 69 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 70 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 71 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 13 章 事務局

(事務局の設置)

第 72 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 73 条 事務局長及びその他職員の任免は、第 20 条の定めのとおりとする。

(組織及び運営)

第 74 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 14 章 雑則

(細 則)

第 75 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日（平成 21 年 5 月 14 日）から施行する。

改 訂

1. 平成 22 年 6 月 26 日付けにて、第 76 条（認定校）を削除した。
2. 平成 25 年 2 月 15 日付けにて、第 2 条第 1 項（主たる事務所の住所）を変更し、第 2 条第 2 項（従たる事務所）を削除した。
3. 平成 25 年 6 月 23 日付けにて、第 13 条第 2 項（役員の定数）を変更し、「4 人を上限とする副理事長」とした。
4. 平成 28 年 6 月 25 日付けにて、第 13 条第 2 項（役員の定数）を変更し、「5 人を上限とする副理事長」とした。
5. 平成 30 年 6 月 23 日付けにて、第 20 条第 2 項（顧問）を新設
6. 平成 30 年 6 月 23 日付けにて、第 39 条（構成）を変更し、「支部長理事代表 2 名を関東甲信越支部長理事」とした。よって、以下、専門部会長に選任された・・・は削除